

答申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年11月15日29田保福第26370号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別表1記載の「不開示とした情報」欄の情報について、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年11月15日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年11月20日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年1月9日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関と各機関との間で正当なやり取りがなされていたか疑問に思うため、本件決定の取消しを求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、別表1の「不開示とした理由」欄記載のとおりである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、当審議会の過去の答申（別表1の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。）において審査対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容である（別表1の「本件個人情報の性格及び内容」欄記載のとおり）。

(2) 本件個人情報の条例第14条第1項第5号該当性について

当審議会において、本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、過去の答申の審査請求に係る対象個人情報に含まれていることが確認できた。また、過去の答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人物であることも確認した。さらに、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、過去の答申における判断（別表1の「答申での判断」欄記載のとおり）を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第5号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 1

本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の性格及び内容	答申での判断
「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」	機関名、連絡内容、対応者名等	第5号	措置入院の制度は、精神科病院の協力を得て遂行されるものであるが、措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、指定医や受け入れ病院の選定に不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、本人が記載された機関に対して記載内容を確認しようと業務の妨げになる行為をするおそれがあり、その結果、指定医や精神科病院との信用を損ない、指定医や精神科病院の選定を適切に行うことができなくなる等、措置入院制度の適正な執行を著しく難にするおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。	答申第102号	答申第102号6(2)エ記載のとおり	答申第102号6(5)イ(ク)記載のとおり